

こんな質問をしました

池田 章子



1. 性暴力に関する市の認識について
2. 被爆体験者問題の解決について
3. 母子生活支援施設「白菊寮」の整備について
4. 本人通知制度の改善について
5. 高齢者(要介護者)・障がい者の選挙権の保障に関する取組の進捗状況について

1. 性暴力に関する市の

市民生活部長 A1：性暴力根絶に向けた取り組みと被害者支援については、国と同じ認識で進めていく。

池田 Q1：昨年の6月議会で、内閣府のポスターを示し、性暴力に関する市の認識を尋ねた。市は「どんな状況においても相手の同意のない性的行為は性暴力である」という国の認識と同じであると答弁したがそれ以来、今もその認識は変わっていないか。

池田 Q2：昨年の内閣府のポスターに「性暴力に言い訳は通らない」とある。これについても市の公式見解は国の見解と同じと考えてよいか。

市民生活部長 A2：国・県と同様の考えで取り組んでいる。

池田 Q3：では具体的な例を挙げて市の認識を伺う。一般論として答弁を。例えば、性暴力に遭った女性に対し、「狭い空間に二人きりになったから」「そこから逃げなかったから」と、女性にも落ち度があるという考えを、市は支持するか否定するか。

市民生活部長 A3：相談の内容によって事情が異なる。それぞれに応じて適切に対応している。

池田 Q4：ちゃんと答えよ。女性にも落ち度があると考えなのか否定するのか。

市民生活部長 A4：ポスターはアマルナスに掲示している。国と同様の考えで市民に周知している。

池田 Q5：次の例として、市は「性暴力被害者が暗黙の了解をしていると加害者が誤解したのは、そう思わせた被害者にも落ち度がある」という考えを支持するか否定するか。

市民生活部長 A5：一般論といっても個別に様々な内容があり、個々の事情については答弁を差し控える。

池田 Q6：「性暴力に言い訳、つまり個別の事情は通らない」というのが国の考え方だ。前年のポスターに「勝手にYESと思ひ込むのはNO」とあり、市はこれを支持すると言ったのではないか。暗黙の了解をしていると加害者が勝手に誤解するのはダメではないのか。

市民生活部長 A6：R2・R3年のポスターいずれも市は国と同様の考えで周知を図っている。



池田 Q7 : 次の例。マスコミの取材活動に男女差はないはずだが、残念ながら女性記者が取材中にセクハラや性暴力に遭う事例が後を絶たない。マスコミの女性記者が取材中、取材相手による性暴力に遭ったとする。その際、その時間が深夜であったとか、取材相手がお酒を飲んでいるのを知っていたとかを理由に、女性記者にも落ち度があるという考えを市は支持するか否定するか。

市民生活部長 A7 : 今の事例はポスターに記載がない。

池田 Q8 : ここに書かれていない事例はいっぱいある。どんな事例であっても性暴力に言い訳は通らない、女性に落ち度があると言ってはいけないというのが国のポスターだ。市は女性に落ち度があると考えなのか否定するのをはっきり答えよ。

市民生活部長 A8 : 様々な事例に応じて適切に対応する。

池田 Q9 : 個々の事情がどんな事情でも性暴力に言い訳を通らないというのが国の考えだ。市の認識について答弁を。

市民生活部長 A9 : 国の考え方を理解し周知する。

池田 Q10 : 国と同じ認識を持って性暴力の根絶に取り組んでいる長崎市が、5/30 判決の性暴力裁判で、いま挙げた具体例について、女性にも落ち度があると主張したのはなぜか。

総務部長 A10 : 訴訟にかかわる内容なので答弁は差し控える。



池田 Q11 : 訴訟に関わることだから答えないという問題ではない。すでにマスコミ報道で、市がそう主張したことを市民は知っている。問題は市の市民に対する説明責任だ。議場では「性暴力に言い訳は通らない」と言いながら法廷では「被害者にも落ち度がある」と全く逆のことを主張している。どちらが市の見解なのか。市民に対する説明責任を果たすべきだ。

総務部長 A11 : 訴訟に関わる内容なので答弁は差し控える。

池田 Q12 : 判決報道で、長崎市は性暴力に関して「被害者にも落ち度がある」という認識を持っていると全国に知れ渡った。市が国と同じ見解を持っていると示すためには、判決を受け入れるしかない。判決では部長の職権乱用による性暴力と二次被害防止義務を怠ったことによる市の責任が断罪され、賠償命令が下りた。市は部長による同意のない性暴力があったことは認めている。二次被害についても認識している。原告は心身ともに傷つけられ長い間苦しんできた。長崎市はこれ以上人権侵害を引き延ばすべきではない。控訴をせず判決を受け入れて原告に謝罪し、再発防止に取り組むべきではないか。市長の見解を。

総務部長 A12 : 控訴の有無については十分な精査が必要。結論はしばらく待つてほしい。

池田 13 : 判決文を読むと、市は完膚なきまでに負けている。社会の認識も大きく変化し、控訴審で市の主張が受け入れられる可能性は極めて低い。たくさんの市民が控訴しないことを求め、県外からは「平和都市として恥ずかしくない判断を」という声も上がっている。日本はジェンダー平等が遅れており、古い価値観と偏見、不平等な扱いによって多くの女性が働きづらさ、生きづらさを感じている。この裁判は古い価値観を刷新する転換点の一つだ。真の男女平等の実現のため判決を受け入れ控訴しないという決断を強く求める。

2. 被爆体験者問題の解決

池田 Q14 : 昨年の「黒い雨」高裁判決を受け広島では4月から区域外の被爆者の救済が始まったが、同じ条件にある長崎の被爆体験者は最高裁で敗訴したことから、原爆後に雨が降ったとする客観的記録がないという理由で対象外とされ、救済のめどが立っていない。被爆体験者の救済について、いつまでにどのような方法で行おうとしているのか。

市長 A14 : 国・県とともに、過去の裁判の証拠書類から雨や放射性降下物に関するものを抽出し、黒い雨訴訟と被爆体験者訴訟の整合性や課題を整理している。終了時期は明示できないが、早急に救済に向けた糸口を探し出し、長崎も認定の対象となるよう国と協議を進める。

原爆対策部長 A15 : 国は雨については認めているが、灰については認めていない。

池田 Q15 : 放射性降下物も抽出していると答弁にあったが、厚労省が黒い雨だけでなく、放射性降下物に遭った人も救済対象として検討するというのか。

原対部長 A16 : 長崎市も未指定地域で黒い雨等が降ったのは証言調査等で明らかであると主張している。また、広島高裁判決に用いられたのも証言調査に基づくもので、市の証言調査は重要だと思っている。しかし国は証言を客観的なものではないと言っている。

池田 Q16 : 「第1種健康診断特例地域等の検証に関する検討会」では飛散物も放射線が含まれていると厚労省が認めている。確認すべき。また客観的資料としてこれまでの裁判で事実認定したものを拾い出しているというが、ほとんど敗訴している裁判で採用された証拠を調べて何の意味があるのか。それより市が作った証言記録こそ客観的資料ではないのか。この証言者の半数以上が飛散物に遭ったという。しかも専門家の面談で作られたもので、十分客観的資料といえるのではないのか。

原対部長 A17 : 区域拡大に科学的合理的根拠が必要だというのが国の考えだ。

池田 Q17 : 裁判の証拠書類は線量やその健康影響に関する、いわゆる「科学的根拠」が多い。しかし広島高裁判決は健康影響について科学的線量推計を示していない。黒い雨に遭ったか、健康被害があるかだけだ。科学的根拠を検証するのは時間の無駄ではないか。

池田 19 : 作業のめどが立っていないというが、被爆体験者には時間がない。救済に向けて全力で取り組むことを求める。

池田 18 : 厚労大臣の国会答弁は「合理的根拠」とだけあり、すでに「科学的」という言葉が欠落している。



3. 白菊寮の整備について

池田 Q20 : 母子生活支援施設はDVの増加を背景にニーズが高まっているのに、長崎市の「白菊寮」は年々入居者が減少している。各部屋に浴室もキッチンもなくプライバシーが保たれない環境にあることが原因と考えられる。改善が必要ではないか。

池田 Q21 : 過去5年の白菊寮の平均入居率は18%、環境が整っている熊本の母子支援施設の平均入居率は96%。白菊寮の入居率が低いのは施設環境に問題がある。市の条例にも、母子室面積30㎡以上、調理設備と浴室、トイレを設置することと書いてある。経過措置があるにせよ10年以上その基準が守られていない。条例は絵に描いた餅



こども部長 A20 : 白菊寮は定員14世帯に対し、現在2世帯が入居している。プライバシーが守られる施設になっていないが、保育所との合築のため改修は難しい。白菊寮の今後の在り方について他都市の状況も踏まえて検討し、早急に結論を出す。

こども部長 A21 : 白菊寮は法改正前につくられた施設なので経過措置を適用している。居室の老朽化や共同浴場・共同調理室など条例の基準に合致していないのは十分認識しているので今後の在り方は早急に検討する。

池田 22 : これまでも同僚議員からプライバシーの問題や使い勝手の悪さが指摘されている。モニタリングでも入居者から浴室や調理室の共同利用が不便とか使用時間延長の要望が出ているのに放置されてきた。自立を目指す施設なので母親は就労し仕事は様々、子どもたちの年齢も様々なので生活時間も様々だ。調理室や洗濯室の利用時間が夜9時までで浴室は時間制限付きの順番制では生活しづらい。早急に検討するというが待ったなしだ。コロナの下でDVは増えており、白菊寮は今こそ活躍しなければならない。一刻も早くこの問題を解決するよう求める。

4. 本人通知制度の改善



池田 Q23 : 事前登録型の本人通知制度が始まって5年たつが、登録は進んでいない。昨年栃木県の行政書士による住民票の写し等の不正取得事件が起き、長崎市でも取得されていたことが分かった。しかし現行の制度では登録していなければ不正取得されてもわからない。他自治体では不正取得が判明した場合、登録のいかんにかかわらず本人に通知する「被害告知制」を取り入れている。長崎市も取り入れるべきではないか。

市民生活部長 A23 : 被害告知制を導入している自治体に確認したが、不正取得の事実確認や情報収集の範囲が様々で実際の通知件数は少ないと聞いた。また調査や事実確認に時間を要するため、事案発生から本人通知まで相当な時間がかかる。まずは市民等に本制度を知ってもらうためにLINEなど新たなツールを用いた周知活動に取り組む。

池田 24 : 被害告知制に課題があるのは理解した。しかし、事前登録制と併用して導入している自治体はたくさんある。わずか二つの自治体に聞き取りをして有効ではないと結論を出すのは問題だ。新たな制度導入となれば本人通知制度の周知にもつながる。今後も被害告知制については他自治体の運用状況を研究してほしい。

5. 高齢者(要介護者)・障がい者の選挙権の保障に関する取組の進捗状況

池田 Q25：昨年12月議会で高齢者(要介護者)の選挙権の保障について質問してから半年がたつ。投票機会の確保に取り組むとのことだったが、その後の進捗状況は？

選挙管理委員会事務局長 A25：要介護5の方2千人、郵便投票に該当する障がい者の方7千人に対して制度の案内文を郵送し、現在多くの問い合わせがあっている。今後もホームページで周知を図っていく。また不在者投票を行える施設の掘り起こしのため120の高齢者施設にも制度の案内文を送った。福祉部と連携を図り、介護事業所に対し、訪問介護や移送支援サービスが利用できる旨の周知文を送付した。投票に行きたくてもいけない高齢者や障がい者の移動支援については他都市の状況を調査し、長崎市に合った手法を検討する。

池田 Q26：改善に取り組んでいることは理解した。郵便投票の対象者全員に直接知らせるよう求めていたので実行してもらったのは評価する。今回の取り組みの成果として郵便投票の新規登録数を示せ。

選管事務局長 A26：登録者数は昨年10月111名に対し、今回6月2日付で179名になった。

池田 Q27：参院選に向けてさらに登録が増えるよう努力してほしい。介護保険が選挙に利用できると事業所に通知したのは一歩前進だが、介護費用と移送費の公費負担は未着手だ。「タクシー代を払ってまでは投票に行けない」という人も多い。選挙にかかる移送費は特別交付税措置があるのだから利用すべき。巡回投票所、介護タクシーの運行、無料タクシーチケット配布などが考えられる。どの方法を考えているのか。またいつ頃実現するのか。

選管事務局長 A27：手法については中核市を調査している。長崎の地形や人口分布を考慮して今後考える。来年4月の統一地方選挙までに一定の方向性を出す。

池田 Q28：来年の統一地方選挙から利用できるということか。

選管事務局長 A28：統一地方選に受けてスピードアップを図る。

池田 Q29：選挙に間に合うように制度を作り、市民に周知し、憲法に保障された選挙権の保障ができるようにすべきだ。今後の周知については、介護事業所への周知に加え、ケアマネージャーから要介護者やご家族に周知するよう市からお願いできないか。

福祉部長 A29：ケアマネージャーから伝えてもらうようにしたい。

池田 30：市が持っている広報媒体も使って周知に努めることを求める。また郵便投票の拡大も国に働きかけてほしい。

池田 31：長崎は平和都市だから、人権を大切にしてほしい。市長委は人権を守るということを考えて判断してほしい。

いよいよ夏本番です。今年も厳しい暑さが続きそうです。ご自愛ください。